

新型コロナウイルス感染症
第11回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年4月7日(火)
午後1時15分～
第一庁舎庁議室

1 開 会

2 議 題

(1) 各部所管施設の運営の取り扱い等について

① 区民施設、スポーツ施設、その他（地域振興部）※別紙による

② 生活環境部所管の催し・講座（後援を含む）

5月10日（日）まで開催中止

③ 老人いこいの家（健康福祉部）

・現行の休止期限4月13日（日）を5月6日（祝・水）まで延期

ただし、志茂老人いこいの家については、元気プラザの休止期間に従う。

④ 公園施設（土木部）

・荒川BBQ場、赤羽自然観察公園の炊事棟…5月末日まで休止

・名主の滝公園茶室、飛鳥山公園の飛鳥舞台…5月6日（祝・水）まで休止

※現行の4月12日、13日まで休止の取り扱い。

(2) 緊急事態宣言に備えた対応

① 記緊急事態宣言の措置

～東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画（H26.11）より抜粋～

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法における区対策本部長の権限

（法36条）

3 閉 会

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応策について

1. 区民施設（北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館、ふれあい館）
 - ① 5月6日まで原則として利用休止とする。
※なお、利用団体には、中止に向けた理解・協力が得られるよう、強く要請していく。
 - ② 新規の申込みは5月31日利用分まで受け付けない。
 - ③ キャンセル時の使用料の全額還付については、5月31日利用分まで延長する。
 - ④ 窓口業務及び施設管理業務については通常どおり行うが、状況に応じた出勤体制の縮小など実施する場合がある。

2. スポーツ施設（区立全スポーツ施設、コミュニティアリーナ）について
 - ① 5月6日まで利用休止を延長する。
 - ② 新規の申込みは5月31日利用分まで受け付けない。
 - ③ キャンセル時の使用料の全額還付については、5月31日利用分まで延長する。
 - ④ 窓口業務及び施設管理業務については通常どおり行うが、状況に応じた出勤体制の縮小など実施する場合がある。

3. 元気ぷらざ、志茂老人いこいの家
プール等の改修工事のため休館しており、5月1日（金）から再開を予定していたが、当面の間、延期する。

4. セレモニーホール
近隣区の斎場の利用制限に伴い、利用の増加が見込まれるため、4月2日から当面の間、各日一式場のみの利用とする。

緊急事態宣言時の措置

患者の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言（※1）をした場合、対象が他地域であっても国の基本的対処方針（※2）及び区行動計画に基づき、直ちに区対策本部を設置する。

なお、政府が都内を対象とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1 予防接種

区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

2 医療

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、区及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療所提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

3 区民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関に対しては、必要に応じて、それぞれ電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じるよう要請する。

水道事業者である都に対しては、必要に応じて、それぞれ消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じるよう要請する。

(2) 運送・通信の確保の要請

運送事業者である指定（地方）公共機関に対しては、必要に応じて、それぞれ施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じるよう要請する。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関に対しては、必要に応じて、それぞれ感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じるよう要請する。

(3) サービス水準に係る区民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(4) 緊急物資の運送等

緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口寄せられた区民からの相談や情報を、対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(6) 物資の売渡しの要請等

対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

区は、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう努める。

(8) 埋葬・火葬の特例等

区は、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等の設置、運用を行う。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要なと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する

（東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画より）

新型インフルエンザ等対策特別措置法における区対策本部長の権限

第36条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

⇒ 区における緊急事態措置に関する総合調整を実施可能

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

※指定公共機関：独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送
その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

※指定地方公共機関：都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

⇒ 都知事に対する都・指定公共機関・指定地方公共機関が実施する緊急事態措置に関する総合調整を要請可能。都知事は必要と認める場合は所要の総合調整の実施義務あり。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第24条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。

※指定行政機関：災害対策基本法等に基づいて指定される内閣府などの24機関

⇒ 都知事に対する総理大臣への指定行政機関・指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を要請可能

4 市町村対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

⇒ 都知事に対する区内に係る緊急事態措置実施に関する必要な情報提供を要求可能

5 市町村対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⇒区内での総合調整の関係機関に対する緊急事態措置の実施状況の報告又は資料提出を要求可能

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

⇒区教育委員会に対する緊急事態措置の実施のために必要な措置を講ずることを要求可能

7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

⇒都知事に対する緊急事態措置の実施に関し必要な要請可能